

●香川県告示第251号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和62年6月18日指道第13号（昭和62年香川県告示第552号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成28年7月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 廃止年月日 平成28年7月19日
- 2 指定を廃止する道路の位置 丸亀市城東町1丁目223番地2及び城東町3丁目187番地3
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル  
延長 31.42メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。